

議案第 82 号

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、個人情報保護法等の改正等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年大口町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条及び大口町特定個人情報保護条例（平成27年大口町条例第22号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第36条」を「大口町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大口町条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 諮問実施機関 情報公開条例第15条の規定により審査会に諮問をした実施機関並びに個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関（議会を除く）及び議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問をした議会をいう。

第3条第3号中「個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報のうち、同条例第22条第1項、同条第2項、第32条第1項、同条第2項、第39条第1項及び同条第2項」を「個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報のうち、同条例第20条、第21条、第22条、第31条第1項及び第2項、第38条第1項及び第2項」に改め、同条第4号を削る。

第8条第1項中「、保有個人情報又は保有特定個人情報」を「又は保有個人情報」に改める。

第14条中「、個人情報及び特定個人情報」を「及び個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第15条、<u>大口町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大口町条例第号。以下「議会個人情報保護条例」という。）</u>第45条及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 諮問実施機関 <u>情報公開条例第15条の規定により審査会に諮問をした実施機関並びに個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関（議会を除く）及び議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問をした議会をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 保有個人情報 <u>個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報のうち、同条例第20条、第21条、第22条、第31条第1項及び第2項、第38条第1項及び第2項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第15条、<u>大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>第42条及び大口町特定個人情報保護条例（平成27年大口町条例第22号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第36条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 諮問実施機関 <u>情報公開条例第15条、個人情報保護条例第42条又は特定個人情報保護条例第36条の規定により審査会に諮問をした実施機関</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 保有個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報のうち、同条例第22条第1項、同条第2項、第32条第1項、同条第2項、第39条第1項及び同条第2項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。</u></p>

新	旧
<p>(審査請求における審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、<u>情報又は保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報<u>又は保有個人情報</u>の公開及び開示を請求することはできない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(諮問実施機関への意見)</p> <p>第14条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開及び個人情報</u>の保護に関する事項について、諮問実施機関に意見を述べることができる。</p>	<p>(4) <u>保有特定個人情報 特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有特定個人情報のうち、同条例第17条第1項、同条第2項、第26条第1項、同条第2項、第33条第1項及び同条第2項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有特定個人情報をいう。</u></p> <p>(審査請求における審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、<u>情報、保有個人情報又は保有特定個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報、<u>保有個人情報又は保有特定個人情報</u>の公開及び開示を請求することはできない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(諮問実施機関への意見)</p> <p>第14条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開、個人情報及び特定個人情報</u>の保護に関する事項について、諮問実施機関に意見を述べることができる。</p>

改正要旨

1 改正理由

令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の大口町個人情報保護条例及び大口町特定個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は廃止することとなり、新たに大口町個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）及び大口町議会の個人情報の保護に関する条例（以下「新議会条例」という。）が制定されることとなりました。新たな制度に対応するため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 設置規定の改正（第2条関係）

旧条例が廃止され、新議会条例及び個人情報保護法の規定による審査請求について、調査審議をすることになります。

(2) 定義規定の改正（第3条関係）

諮問実施機関の規定の改正については、町の機関が、議会を除く町の機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）と議会とに分けて規定されることによるものです。

保有個人情報の規定の改正については、引用する法令等が変更されたことによるものです。

(3) 「特定個人情報」表記の削除（第3条第4号、第8条、第14条関係）

旧条例により、個人情報と特定個人情報に分けていましたが、個人情報保護法の規定により一本化されたことにより、「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」の表記を削除するものです。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。